



下請法改正（取適法）の概要について

令和 7 年9月18日
公正取引委員会事務総局企業取引課長
柴山 豊樹

法改正の概要

法改正に伴う下位法令の整備

企業取引研究会（令和7年7月～）

法改正の概要

法改正に伴う下位法令の整備

企業取引研究会（令和7年7月～）

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数３００人（役務提供委託等は１００人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

下請法の改正事項の概要

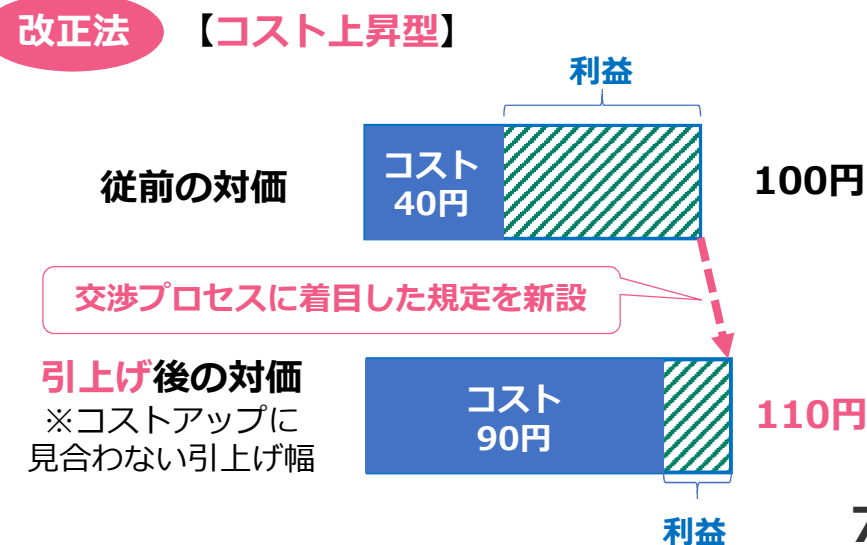
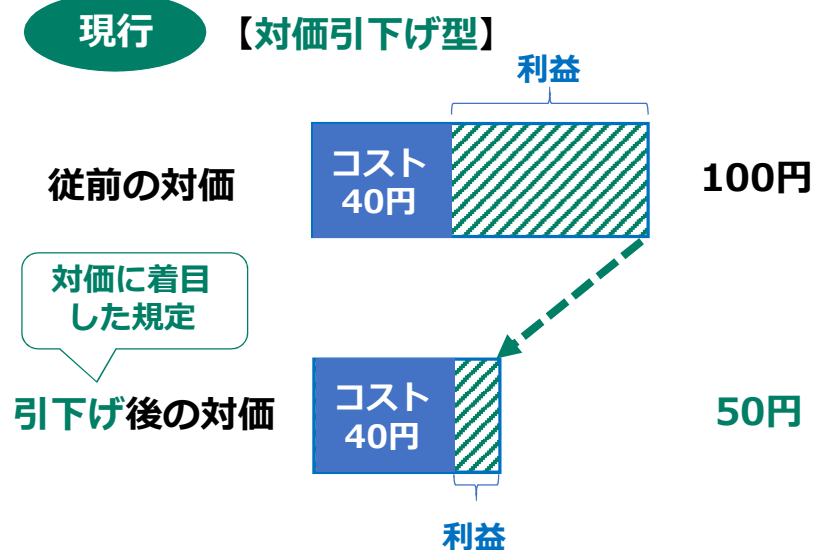
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

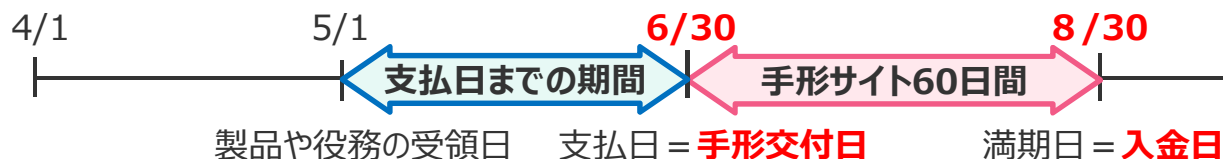
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

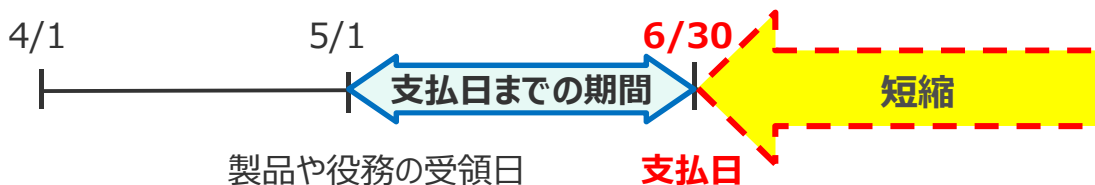
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

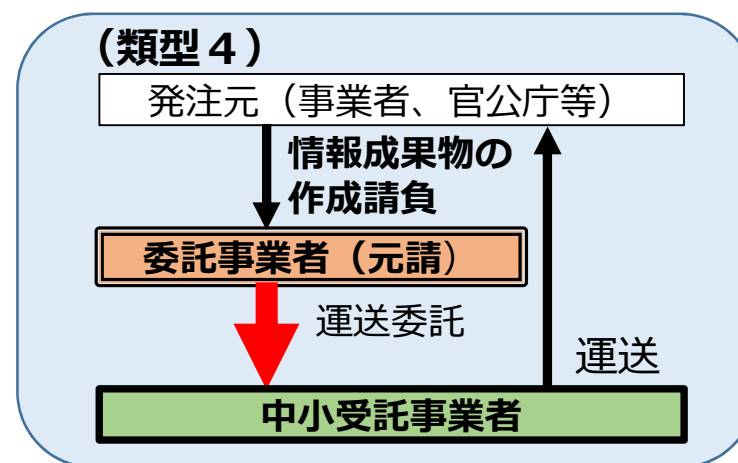
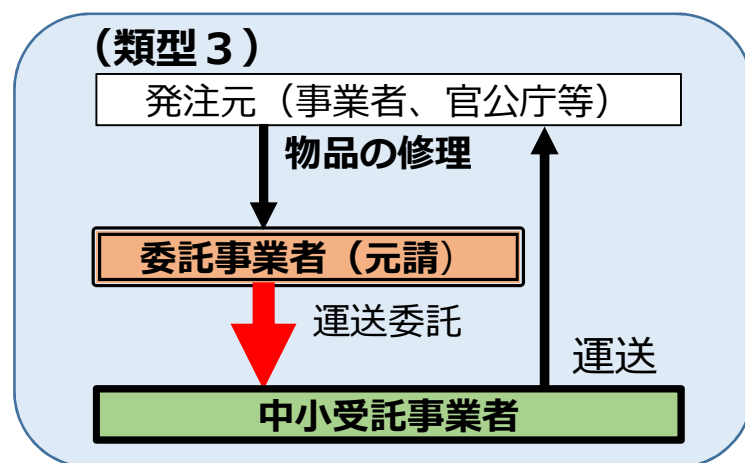
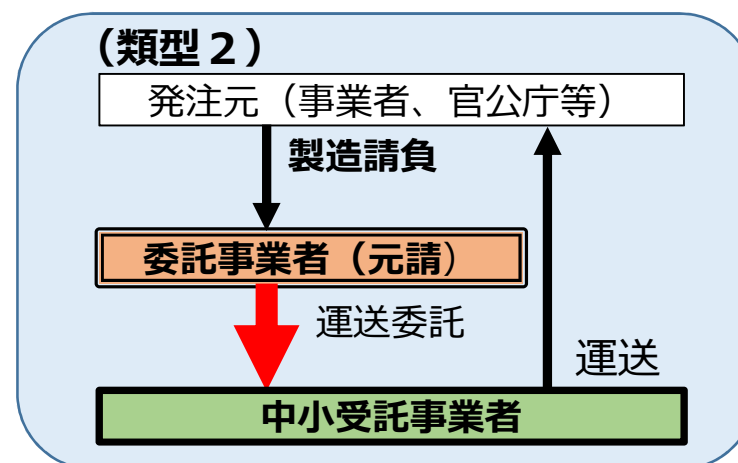
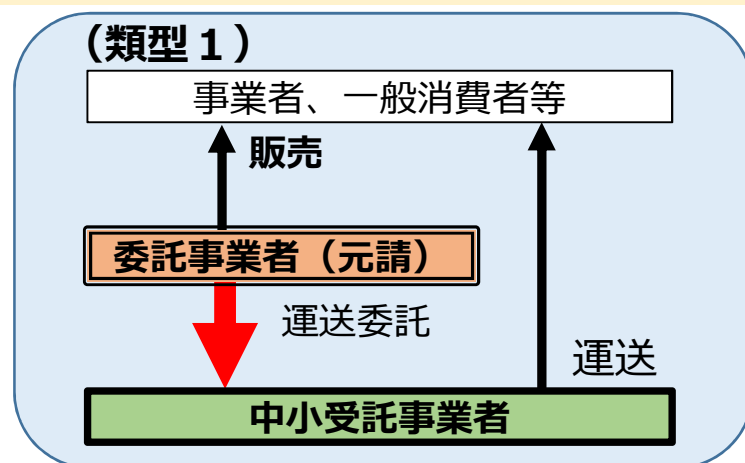
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の改正事項の概要（特定運送委託の類型）

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいいます。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。



※赤矢印部分が取適法の対象となる取引

下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

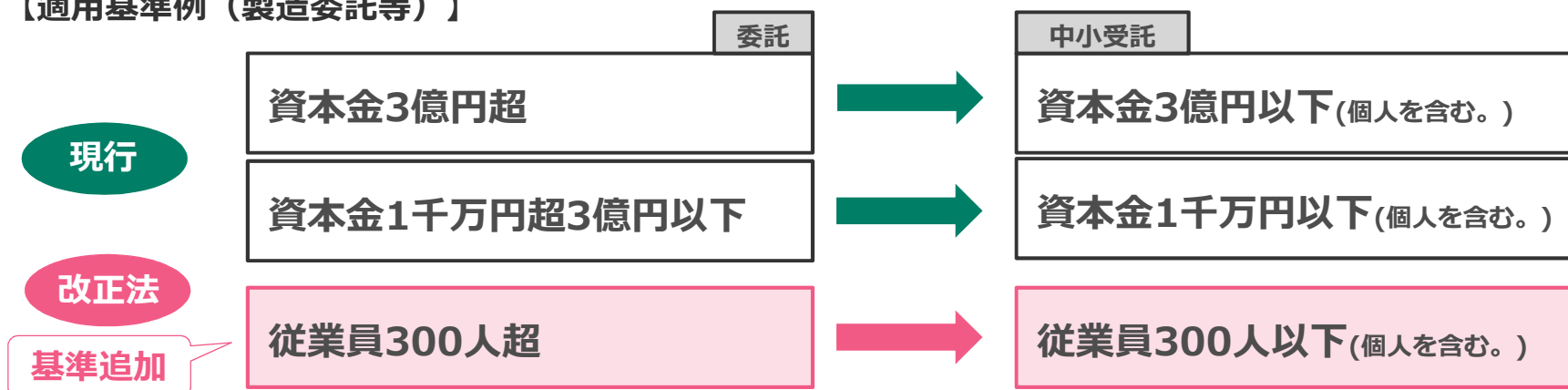
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

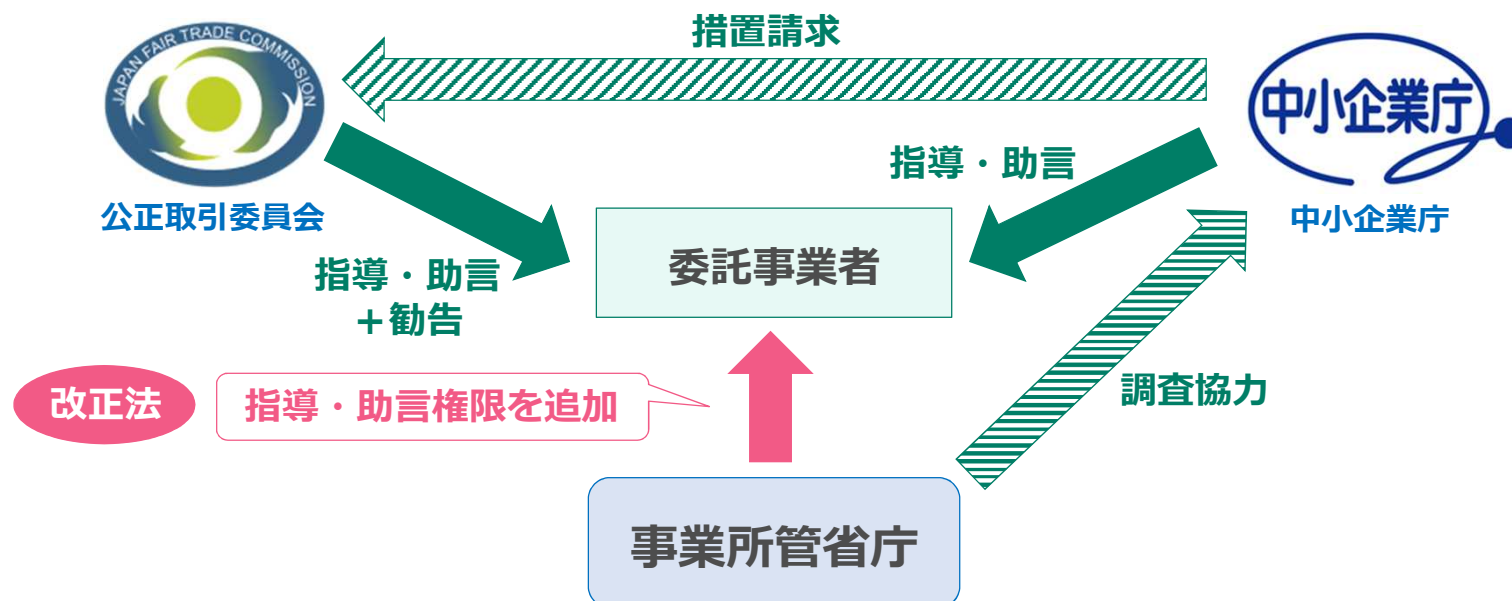
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

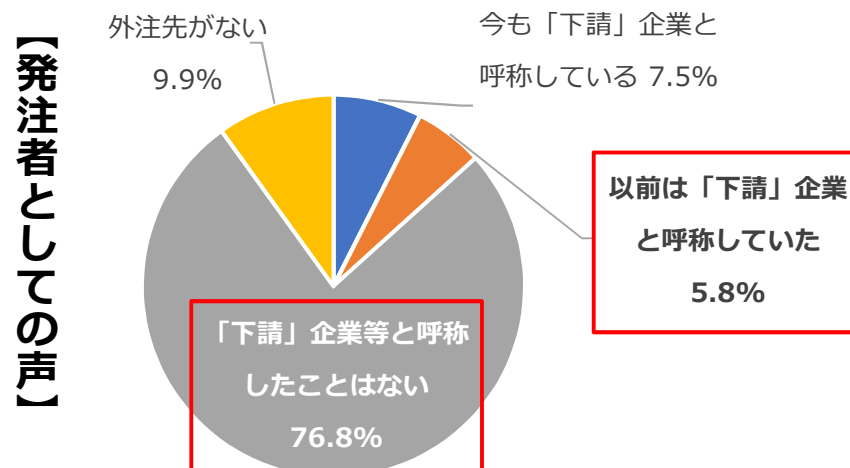
改正理由

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

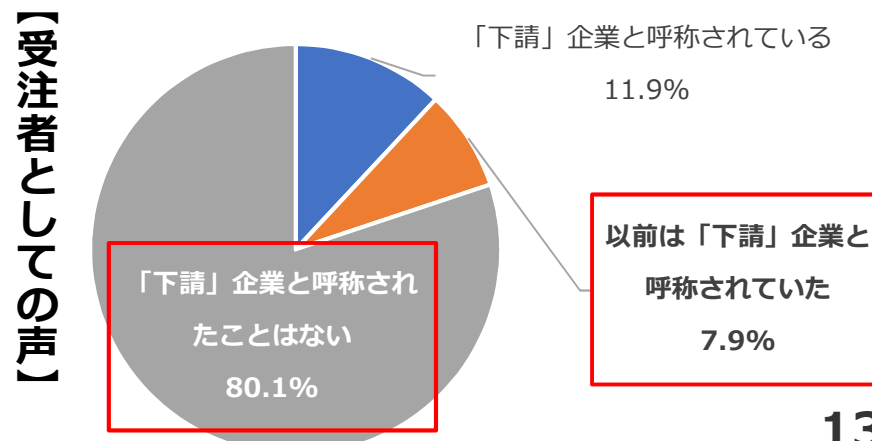
改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

下請法の改正事項の概要

⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。
- 書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。
- 下請代金の支払遅延については、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。
- 受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領等をした場合や、支払遅延をした親事業者が勧告前に代金を支払った場合に、勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する。
【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。
【新第4条関係】
- ◆ 遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
【新第6条第2項関係】
- ◆ 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
【新第10条関係】

法改正の概要

法改正に伴う下位法令の整備

企業取引研究会（令和7年7月～）

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政 令

☆：意見公募手続に付すもの

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】

規則（省令）

7/16 意見公募開始

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

7/16 意見公募開始

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政 令	規 則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政 令	規 則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応

主な改正項目①

1. 協議に応じない一方的な代金決定等

運用基準

- 禁止行為に追加される協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）について、解釈や想定違反事例を追加
「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む旨等の解釈を明示

2. 手形による代金支払の禁止等

運用基準

- 禁止行為に追加される代金の支払について手形等を使用すること（法第5条第1項第2号）について、解釈を追加
一括決済方式又は電子記録債権を用いて支払をする場合において、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものの使用は支払遅延に該当する旨等の解釈を明示

3. 特定運送委託の追加

運用基準

- 規制対象取引として追加される「特定運送委託」の定義（法第2条第5項）に係る解釈や想定違反事例を追加
「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」は、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない旨等の解釈を明示
※特定運送委託の取引において、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）として問題となる

4. 従業員基準の追加

運用基準

- 委託事業者該当性の判断基準として追加される従業員基準（法第2条第8項第5号及び第6号等）について、解釈及び運用の明確化
「常時使用する従業員の数」について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるものとする旨の解釈を明示

主な改正項目②

5. 書面の交付等に係る規定の見直し

規則

運用基準

- 書面交付規定の見直し（法第4条）に伴い、所要の手当を実施

書面の交付に係る義務について、改正後は、事前の承諾の有無にかかわらず、書面の交付又は電磁的方法のいずれかの明示によることができるため、明示に係る規則及び運用基準を整備

6. 題名・用語の改正等

政令

規則

運用基準

- 題名・用語の見直しに伴い、所要の手当を実施

題名・用語の改正や条ずれを下位法令にも反映。政令については下請法等を引用している複数の政令を束ねて改正

7. 企業取引研究会からの宿題事項への対応

運用基準

- 振込手数料の負担に係る運用変更

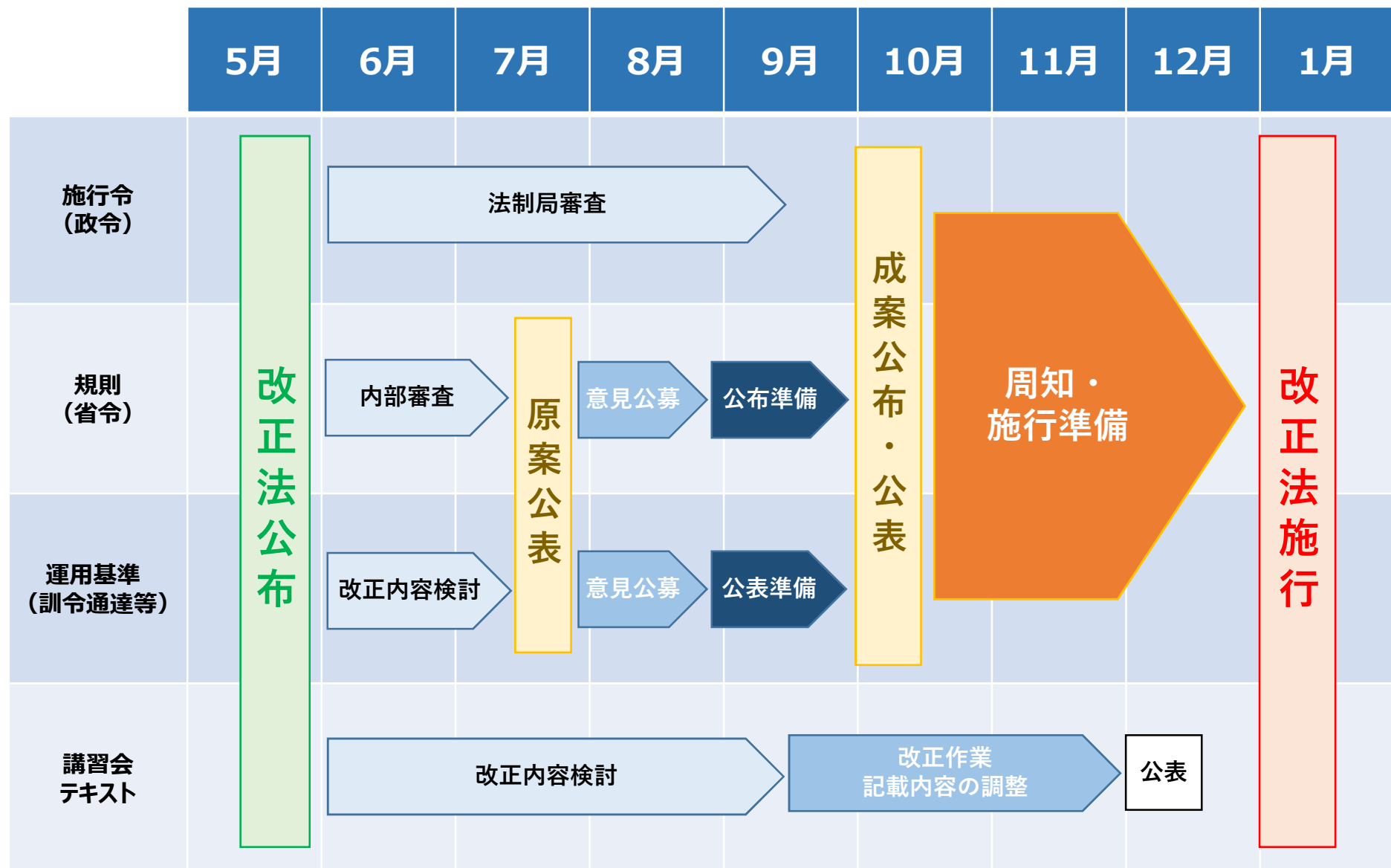
現行の運用においては、振込手数料を中小受託事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、委託事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて製造委託等代金を支払うことが認められているところ、企業取引研究会報告書の提言に基づき、運用基準において、中小受託事業者との書面合意がある場合であっても、減額に該当する旨明記

- 金型等の無償保管に関する考え方の整理

企業取引研究会報告書において、中小受託事業者に対し金型等を保管させる行為は、金型等の所有権の所在にかかわらず本法上問題となり得る旨整理すべきとされたことに加え、令和7年5月1日に型無償保管に関してQ & Aが改訂されたことも踏まえ、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているときには当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止として問題となることを運用基準に明記

※ その他所要の整備を行うほか、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する規則及びガイドラインに関しても所要の改正を予定。

下位法令等整備スケジュール（予定）



法改正の概要

法改正に伴う下位法令の整備

企業取引研究会（令和7年7月～）

企業取引研究会の開催趣旨

＜企業取引研究会の開催趣旨＞

- 下請法の改正により価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払等を禁止するほか、適用基準への従業員基準の追加、発荷主が運送事業者に対して運送を委託する取引を適用対象に追加することなどが盛り込まれた。これらを適切に運用することにより、委託事業者・中小受託事業者間の取引適正化に大きく寄与するものと考えている。
- 一方で、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を再度開催する。

企業取引研究会 委員名簿（令和7年7月～）

座長	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	魚住 康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	駒澤大学経済学部 教授
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	廣田 実	全国商工会連合会 産業政策部長
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
	渡辺 努	東京大学 名誉教授
	渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役

（五十音順、敬称略、役職は令和7年7月29日現在）

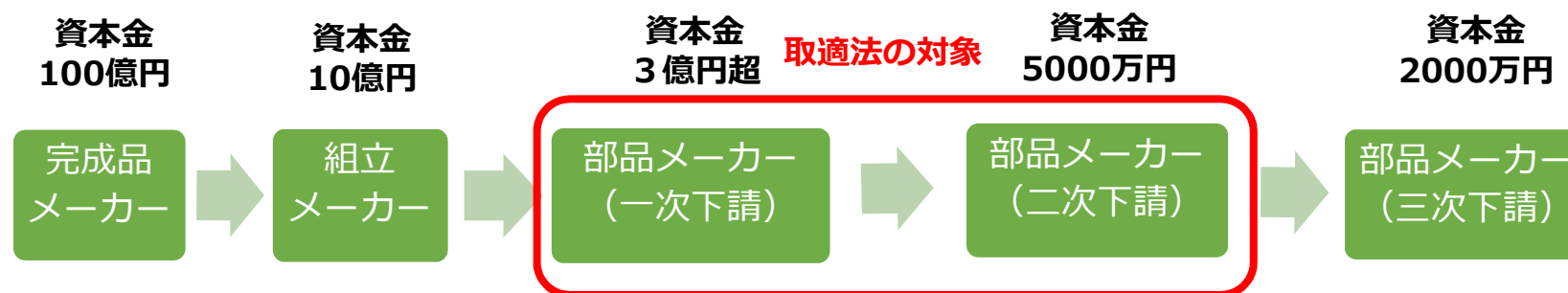
（オブザーバー）

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

論点① サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

- 取適法により、その対象取引においては一定の手当がなされたが、取適法適用対象外の取引を含むサプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備のため、優越的地位の濫用に係る考え方を整理する必要がある。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



これまでのヒアリング等を踏まえた課題

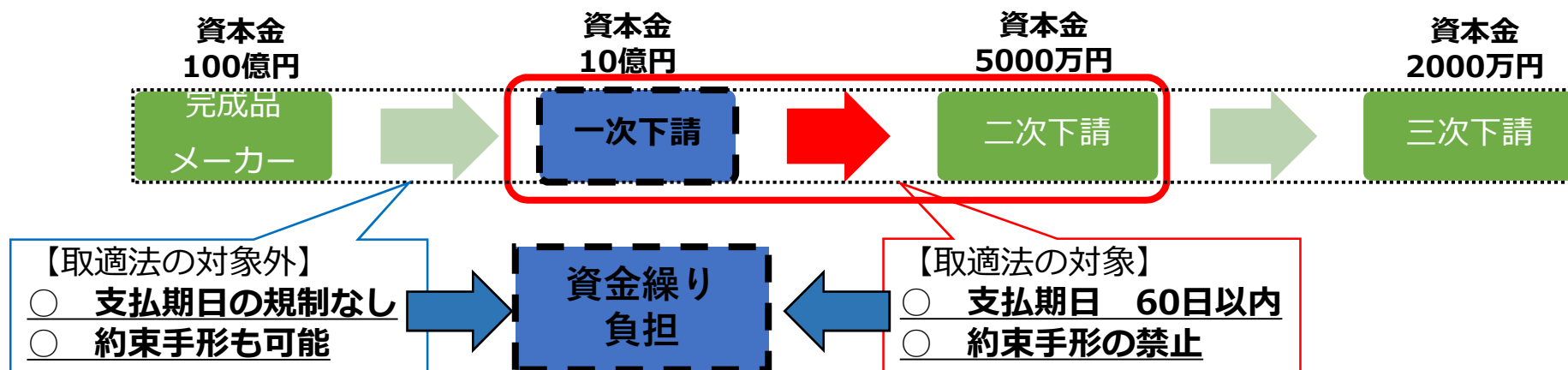
- ・ サプライチェーン頂点から支払われる転嫁のための原資がどこかで滞っている、又は、サプライチェーン頂点からの支払原資が十分でない。
- ・ 取適法対象外取引において転嫁等の取引適正化に係る意識が低い。

(参考：取適法概要) 今般の改正で、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止する規定を追加。

論点② サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）

- 取適法により、その対象取引においては一定の手当がなされたが、サプライチェーン全体で支払条件の適正化を図るため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組を検討する必要がある。

（例）製造業におけるサプライチェーン

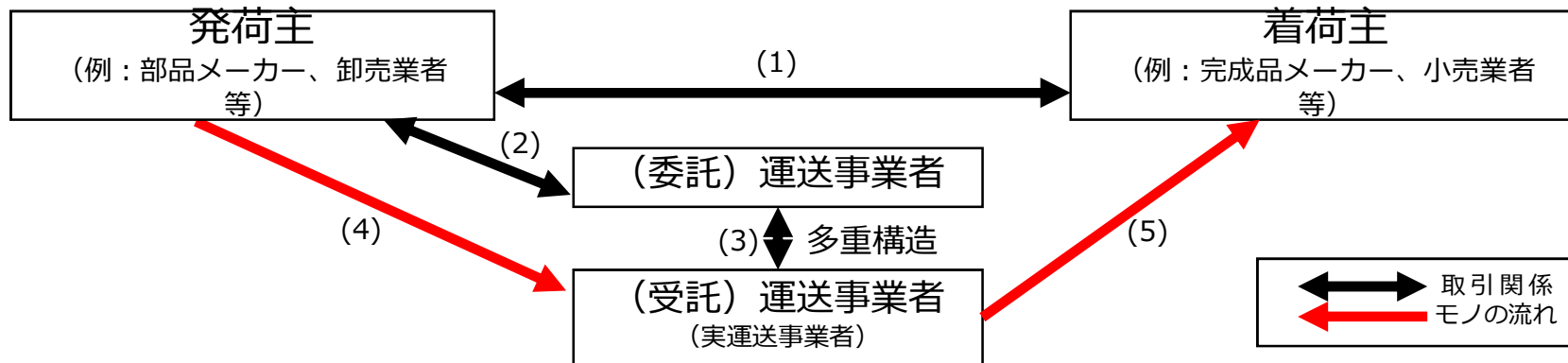


（参考：取適法概要）従前から、物品や役務の受領後60日以内に代金の支払期日を定める義務が委託事業者に課せられるほか、今般の改正で、以下の事項が取適法に盛り込まれ、発注者（委託事業者）が受注者（中小受託事業者）に資金繰りに係る負担を求める行為について一定の規制が課される。

- ・ 本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ・ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

論点③ 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

- 着荷主の行為によるものを含め、運送に係る問題に全般的に対応するためには、物流特殊指定など、独占禁止法の優越的地位の濫用規制による対応を検討する必要があるのではないか。



以下の問題が指摘されている。

- 発荷主や着荷主による実運送事業者への長時間の荷待ち、契約にない附帯作業の強要（荷役等）
- 物流事業者間における多重下請構造。実運送事業者に渡る運賃の低価格化。

これらの問題に対し、取適法により、発荷主・運送事業者間、運送事業者間（委託・受託間）【上図（2）、（3）】については手当。

一方で、直接的な取引関係にない着荷主・実運送事業者間【上図（5）】の問題については、依然として存在するものの、独占禁止法等による手当てはなされていない

知的財産取引適正化ワーキンググループの設置

概要

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループ（以下「知財WG」という。）を開催する。

構成員

<委員（五十音順）>

- 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役

<オブザーバー>

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- 日弁連知的財産センター
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本弁理士会
- 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し

(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。